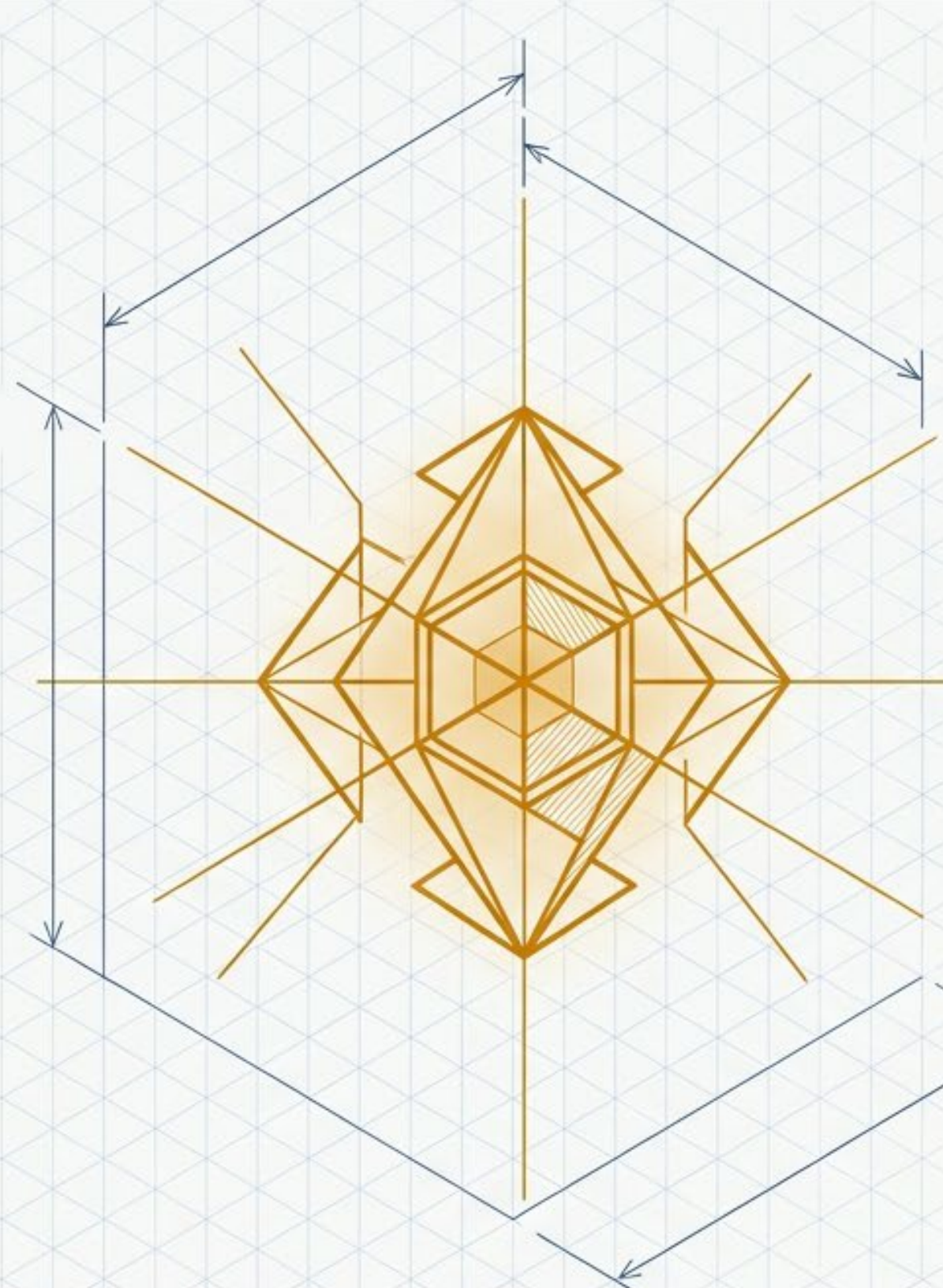




次世代AI戦略の航海図： 複雑化する知財保護と 省庁横断エコシステム

断片的な報道の裏にある「真の政策パッケージ」
と企業防衛のロードマップ

ニュース報道の深層：単一の規制ではなく「統合的な政策パッケージ」を捉える

THE SURFACE

表層的な事象（報道）

2026年8月14日付 日本経済新聞
「AI悪用に備え知財保護ルール
政府、省庁横断で検討」

【本報告の前提に関する重要な留意点】

【本報告の前提に関する重要な留意点】

【本報告の前提に関する重要な留意点】

他の関係者によって、自発的・自発的に
あり得る可能性がある。

【本報告の前提に関する重要な留意点】

THE DEEP ARCHITECTURE

実務家が注視すべき真の構造（背後の制度パッケージ）

AI法

2025年9月施行・
理索法

第II期AI
基本計画

2026年7月14日閣議決
定・アジャイル運用

知的財産推進
計画2026

高市首相主導・
集団訴訟制度検討

プリンシプル・
コード

コンプライ・オア・
エクスプレイン方式の
自主ルール

結論：報道への場当たりの対応を避け、これら4層が連動する「国家のAI・知財エコシステム」
全体に対する自社のポジションを再定義する必要がある。

AI政策スタック：理念から自主ルールへ至る権限の階層構造

2026年度中確定予定。
生成AI事業者への「コンプライ・
オア・エクスプレイン（遵守か、
さもなくば説明を）」方式。
日本初の体系的自主ルール。

2026年7月14日閣議決定。
第I期からわずか半年で改定。
当面は「毎年変更」を行う
アジャイル運用。
悪質事例の調査基準をここで定義。

2025年9月全面施行。
罰則を伴わない「理念法」。
第16条（調査）と第18条（基本計
画）の法的根拠を提供。

プリンシプル・
コード（仮称）

第II期 人工知能基本計画

AI法（令和7年法律第53号）

法的拘束力による
直接統制（ハードロ
ー）を避け、基本計
画の高速回転とソフ
トローを組み合わせる
「漸進的アプローチ」が
日本の基本骨格。

推進体制マップ：内閣府を「司令塔」とするドメイン別の所管分担

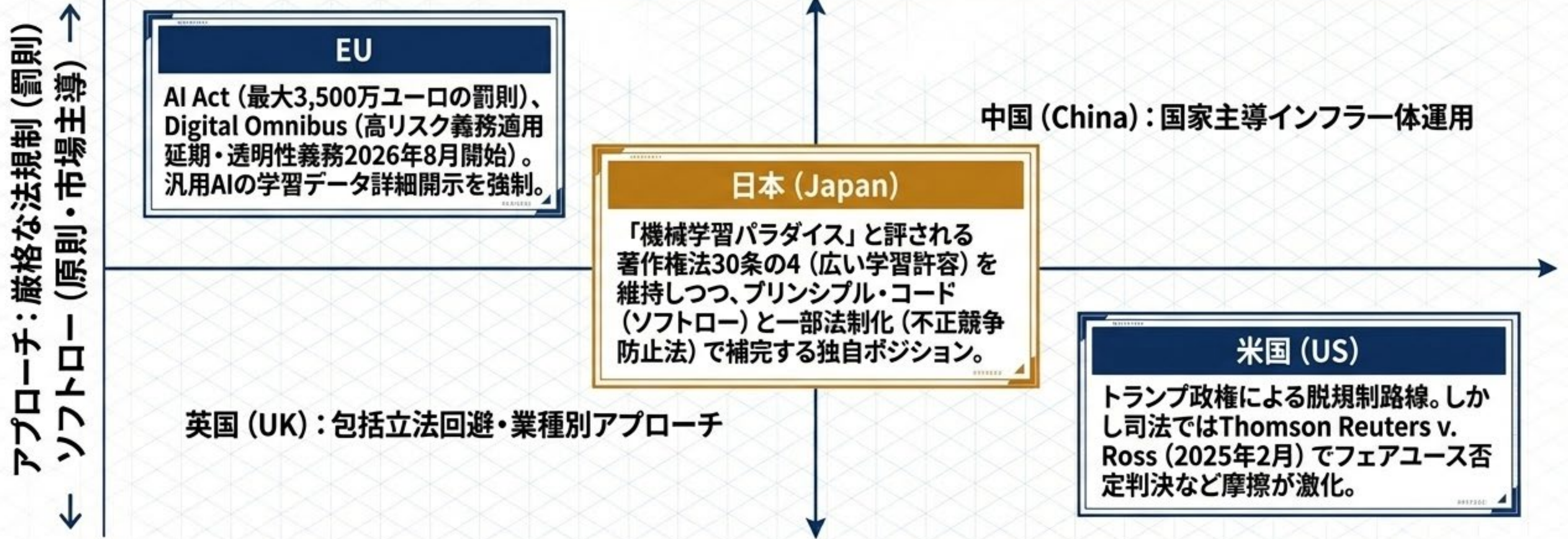


Key Insight

分野ごとの縦割りを排し、内閣府がAI基本計画（デジタル行財政改革会議）と連動して一斉かつ先導的に制度を見直す「省庁横断のAX/DX」体制が確立された。

グローバル・ポジショニング：日本の「ソフトロー+漸進的法改正」という中間戦略

AI学習へのスタンス：権利保護重視 ← → 学習・イノベーション重視



戦略的示唆：グローバル展開企業は、各極の法域ごとに製品のコンプライアンス基準（特にEUの透明性義務とUSの判例動向）を動的に切り替える必要がある。

日本独自のコア戦略：「プリンシプル・コード」の解剖と産業界の力学

コンプライ・オア・エクスプレインの3原則

1. 開示の原則

コーポレートサイトでの使用モデル、学習データ、侵害防止措置の公開。

2. 権利者対応

権利者からの「特定データセットの含有照会」に対する回答義務。

3. 利用者対応

利用者からの開示請求に対する回答。

The Battleground

日本新聞協会（コンテンツホルダー）

実効性に強い懸念。罰則なき自主ルールは不十分。「RAG用知識データ」も開示対象に含めること、政府調達の要件化、改善なき場合の迅速な法制化（ハードロー化）を提唱。

経団連・AI事業者

学習データの詳細開示は実務上困難。国内事業者のみが過度な負担を負い、海外プラットフォームに先行を許す懸念を表明。

結論：法的拘束力はない（違反即違法ではない）が、実務上は「遵守状況が政府調達や提携の条件化」される可能性が高く、事実上のデファクト・スタンダードとなる。

AIライフサイクル×知財リスク診断マップ

	1. 入力・学習段階	2. 生成・利用段階
著作権	 原則30条の4で適法。ただし「非享受目的」外や「海賊版と知りつつの収集」は責任を問われる。	 依拠性と類似性で判断。AIがアクセスしていればユーザーの認識がなくても依拠性肯定の恐れ。
特許	 (特段の制約なし)	 AI関連技術の審査事例増加。AI生成文献の大量公開による「先行技術のインフレ」リスク。
意匠・商標	 登録意匠の学習は「実施」に非ず。	 模倣品生成は従来の法理（依拠性等）で判断。
営業秘密	 AIへの不用意な入力による「秘密管理性の喪失」。実務上の最大リスク。	 (特段の制約なし)
人格権	 無断学習の倫理的論点。	 ディープフェイク、声の無断利用。不法行為法・不正競争防止法で規制検討中。

法域の最前線ディープダイブ1：著作権の限界と特許の「人間性」

著作権の境界線

The 30-4 Limit

著作権法30条の4は無敵ではない。「著作権者の利益を不当に害する場合」の境界線（例：海賊版データセットの意図的利用）は文化庁チェックリストで厳格化の傾向。

The Override Problem (未確定) ⚠

契約条項によって30条の4の適用を排除（オーバーライド）できるか否かは、現在も政府内で継続検討中の最大グレーゾーン。

特許とAIの攻防

発明者適格の壁

2026年現在、日米欧英すべてで「AI発明の発明者は自然人のみ」で確立。実務の焦点は「人間の創作的寄与（プロンプト選択・データキュレーション等）」をどう立証するかに移行。

PHOSITAインフレ（未確定）⚠

AIが大量生成する防御的公開文献により、「当業者（PHOSITA）の水準」が引き上げられ、人間の発明の進歩性判断が厳格化する懸念（USPTOも注視）。

法域の最前線ディープダイブ2：実務上の最大リスクと法改正のターゲット



営業秘密の「喪失」 (内部リスク)

メカニズム

不正競争防止法の枠組み自体は変わらないが、従業員が外部の生成AIに機密データ・限定提供データを入力することで、法的保護の要件である「秘密管理性」が即座に喪失する。

実態

知財侵害の「被害者」になる前に、自社の知財価値を自ら破壊する最も現実的かつ多発している自己責任型リスク。



人格権とAI悪用 (外部リスク)

メカニズム

肖像権、声の無断利用、なりすまし詐欺が第II期AI基本計画でも「国民の関心を集める事案」として名指しで警戒されている。

法整備の動向

現行法の解釈ガイドライン策定だけでなく、「不正競争防止法の法整備（改正）」の必要性が政府で公式に検討開始。ディープフェイク対応が規制強化最初のトリガーとなる可能性大。

企業向けアクション・ロードマップ：政策動向を先取りする防衛戦略

第1段階：即時～3ヶ月（ガバナンス基盤の棚卸し）

1. プリンシプル・コードの自己点検：

自社が「開発者/提供者」に当たるか定義し、開示体制とRAG知識データの扱いを整備。

2. 営業秘密のAI入力ルールの厳格化：⚠

外部AI利用時の承認フロー、ログ保存の徹底（秘密管理性喪失の絶対阻止）。

生成物の依拠性・類似性チェックプロセスの標準化。

第2段階：6ヶ月～12ヶ月（攻めと守りの制度対応）

A. 特許部門：AI活用発明における「人間の寄与（開発ログ・選択修正記録）」の体系的保存プロセスの構築。

B. 法務・広報部門：ブランド・肖像のなりすまし監視体制の構築と、不正競争防止法改正案のロビイング追跡。

C. 海外事業部門：EU向けGPAI透明性義務（2026年8月本格適用）へ向けた技術文書・表示義務の先行整備。

戦略移行のトリガー・ダッシュボード：判断を変える「4つの閾値」

Control Room

Trigger 1: ソフトローの限界



IF
(Signal)

プリンシプル・コードが「法制化（ハードロー）」へ移行する兆候（新聞協会の要請が国会で採用）。



THEN
(Action)

任意の開示体制から、法的監査に耐えうる「義務対応レベル」へ即座に予算・人員をシフト。

Control Room

Trigger 2: 人格権の法典化



IF
(Signal)

声・肖像保護を目的とした「不正競争防止法改正案」が国会に提出。



THEN
(Action)

自社のマーケティングAI（アバター・音声合成）の運用停止・適法性再審査フローの強制発動。

Control Room

Trigger 3: 特許庁の基準変更



IF
(Signal)

AI生成先行技術の扱いに関する「特許庁の新たな運用指針」が公表。



THEN
(Action)

防衛的公開戦略の変更。大量のAI生成アイデアに対する特許出願要件の再定義。

Control Room

Trigger 4: 欧州規制のタイムライン



IF
(Signal)

EU Digital Omnibusの各適用日（透明性2026年8月、高リスク2027-28年）の半年前に到達。



THEN
(Action)

EU市場向け全プロダクト（非同意の親密コンテンツ生成禁止等含む）のコンプライアンス最終ロックダウン。

未確定領域（グレーゾーン）と継続的インテリジェンスの必要性



Target 1: AIエージェントの責任帰属

自律実行型AIが引き起こした損害や権利侵害は「誰（開発者、提供者、ユーザー）」に帰属するのか？（第II期基本計画で継続検討指定）



Target 2: 30条の4の「オーバーライド問題」

プラットフォームの利用規約でAI学習を禁じた場合、日本の著作権法に基づく適法性は契約を上書きできるのか？



Target 3: EU実務の流動性

EU AI Officeの本格的執行権限（2026年8月以降）が、グローバル企業に対して実務上どこまで域外適用を強行するか。

現在の政策パッケージは完成形ではなく、「アジャイルな修正」を前提としたバージョン1に過ぎない。これらの未確定領域における政府・司法の判断が、次なるゲームチェンジャーとなる。

法規制の「空白」は免罪符ではない。継続的な政策モニタリングと、先回りした自己規律（ガバナンス）こそが、不確実性の海を渡る最強の防衛策である。